

別表第一（第三条関係）

事業の種類	事業の要件	
	内容	規模
一 道路の新設又は改築の事業 (条例別表第一号に掲げる事業)	(1) 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項の高速自動車国道（以下「高速自動車国道」という。）であるものを除く。）であつて、道路法第四十八条の二第一項又は第二項の規定により道路管理者が指定し、又は指定しようとする道路若しくは道路の部分（以下「自動車専用道路」という。）の新設の事業	イ 車線（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第六号の付加追越車線、同条第七号の登坂車線、同条第八号の屈折車線及び同条第九号の変速車線を除く。以下同じ。）の数が四以上であるもの ロ 特別地域内にあつては、車線の数が二以上であるもの
	(2) 自動車専用道路の改築の事業であつて、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの	イ 車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が四以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が四以上であるものに限る。）の長さの合計が一キロメートル以上であるもの ロ 特別地域内にあつては、当該地域内における車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が二以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられ

		る道路の部分（車線の数が二以上であるものに限る。）の長さの合計が一キロメートル以上であるもの
	(3) 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下「一般国道その他道路」という。）の新設の事業	イ 車線の数が四以上であり、かつ、長さが五キロメートル以上である道路を設けるもの ロ 特別地域内にあつては、車線の数が二以上であり、かつ、当該地域内における長さの合計が一キロメートル以上である道路を設けるもの
	(4) 一般国道その他道路の改築の事業であつて、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの	イ 車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が四以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が四以上であるものに限る。）の長さの合計が五キロメートル以上であるもの ロ 特別地域内にあつては、当該地域内における車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が二以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が二以上であるものに限る。）の長さの合計が一キロメートル以上であるもの
二 ダムの新築、堰の新築又は改築の事業（条例別表第二号に掲	(1) 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（以下「河川」という。）に関するダムの新築の事業	イ 基礎地盤から堤頂までの高さ（以下「堤頂高」という。）が三十メートル以上であるもの ロ 河川管理施設等構造令（昭和五十

げる事業)		<p>一年政令第九十九号) 第二条第二号のサーチャージ水位(サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第一号の常時満水位)における貯水池の区域(以下「貯水区域」という。)の面積(以下「貯水面積」という。)が二十ヘクタール以上であるもの</p> <p>ハ 特別地域内にあっては、当該地域内における貯水面積の合計が十ヘクタール以上であるもの</p>
	(2) 河川に関する堰の新築の事業	長さが三百メートル以上であるもの
	(3) 河川に関する堰の改築の事業	改築後の長さが三百メートル以上であって、かつ、改築に係る部分の長さが百五十メートル以上増加するもの
三 鉄道又は軌道の建設又は改良の事業(条例別表第三号に掲げる事業)	(1) 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道(全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第二条に規定する新幹線鉄道、同法附則第六項第一号に規定する新幹線鉄道規格新線及び同項第二号に規定する新幹線鉄道直通線を除く。以下「普通鉄道」という。)の建設の事業	<p>イ 長さが五キロメートル以上である鉄道を設けるもの</p> <p>ロ 特別地域内にあっては、当該地域内における長さの合計が一キロメートル以上である鉄道を設けるもの</p>
	(2) 普通鉄道に係る鉄道施設の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。))又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。)の事業	<p>イ 改良に係る部分の長さの合計が五キロメートル以上であるもの</p> <p>ロ 特別地域内にあっては、当該地域内における改良に係る部分の長さの合計が一キロメートル以上であるもの</p>

	(3) 軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道（普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下「新設軌道」という。）の建設の事業	イ 長さが五キロメートル以上である軌道を設けるもの ロ 特別地域内にあっては、当該地域内における長さの合計が一キロメートル以上である軌道を設けるもの
	(4) 新設軌道に係る線路の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。）の事業	イ 改良に係る部分の長さの合計が五キロメートル以上であるもの ロ 特別地域内にあっては、当該地域内における改良に係る部分の長さの合計が一キロメートル以上であるもの
四 飛行場の設置 又は変更の事業 （条例別表第四号に掲げる事業）	(1) 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港及びその施設の設置の事業	すべてのもの
	(2) 滑走路の新設を伴う空港及びその施設の変更の事業	すべてのもの
	(3) 滑走路の延長を伴う空港及びその施設の変更の事業	イ 滑走路を五百メートル以上延長するもの ロ 特別地域内にあっては、当該地域内における延長する滑走路の長さの合計が百メートル以上であるもの
五 電気工作物の設置又は変更の事業（条例別表第五号に掲げる事業）	(1) 水力発電所の設置の工事の事業	イ 出力が一・五万キロワット以上であるもの ロ 特別地域内に設置される場合にあっては、出力が一万キロワット以上であるもの
	(2) 水力発電所の変更の工事の事業	イ 出力が一・五万キロワット以上で

	業	ある発電設備の新設を伴うもの ロ 特別地域内で変更される場合にあっては、出力が一万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの
	(3) 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事の事業	イ 出力が五万キロワット以上であるもの ロ 特別地域内に設置される場合にあっては、出力が一万キロワット以上であるもの
	(4) 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事の事業	イ 出力が五万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの ロ 特別地域内で変更される場合にあっては、出力が一万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの
	(5) 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事の事業	出力が五千キロワット以上であるもの
	(6) 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の事業	出力が五千キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの
	(7) 風力発電所の設置の工事の事業	出力が七千五百キロワット以上であるもの
	(8) 風力発電所の変更の工事の事業	出力が七千五百キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの
六 廃棄物処理施設の設置又は変更の事業（条例別表第六号に掲げる事業）	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「一般廃棄物最終処分場」という。）又は同	イ 敷地面積が二・五ヘクタール以上であるもの ロ 特別地域内に設置される場合にあっては、すべてのもの

	<p>法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場」という。）の設置の事業</p>	
	<p>(2) 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業</p>	<p>イ 敷地面積が二・五ヘクタール以上増加するもの ロ 特別地域内で変更される場合にあっては、すべてのもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第一項、同法第九条の三第八項又は同法第十五条の二の六第一項に規定する変更該当するものに限る。）</p>
	<p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定するごみ処理施設であって焼却により処理する施設（以下「ごみ焼却施設」という。）又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設であって焼却により処理する施設（以下「産業廃棄物焼却施設」という。）の設置の事業</p>	<p>イ 一時間当たりの処理能力の合計又は新たに増加する一時間当たりの処理能力の合計が四トン以上であるもの ロ 特別地域内に設置される場合にあっては、一時間当たりの処理能力の合計又は新たに増加する一時間当たりの処理能力の合計が二トン以上であるもの</p>
	<p>(4) ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の規模の変更の事業</p>	<p>イ 新たに増加する一時間当たりの処理能力の合計が四トン以上増加するもの ロ 特別地域内で変更される場合にあっては、新たに増加する一時間当たりの処理能力の合計が二トン以上増加するもの</p>

<p>七 下水道終末処理場の新設又は増設の事業（条例別表第七号に掲げる事業）</p>	<p>(1) 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第四号に規定する流域下水道に係る同条第六号に規定する終末処理場（以下「流域下水道終末処理場」という。）の新設の事業</p>	<p>すべてのもの</p>
	<p>(2) 流域下水道終末処理場の増設の事業</p>	<p>すべてのもの（計画処理人口の増加を伴うものに限る。）</p>
<p>八 工場又は事業場の新設又は増設の事業（条例別表第八号に掲げる事業）</p>	<p>(1) 工場又は事業場（電気供給業に属する発電所で太陽光を電気に変換するものを除く。以下この項において「工場等」という。）の新設の事業</p>	<p>イ 排出ガス量（温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した一時間当たりの湿り排出ガスの最大量をいう。以下同じ。）が十万立方メートル以上、又は排出水量（一日当たりの平均的な排出水の量をいう。ただし、専ら冷却、減圧等その用途に供されることにより水の汚濁負荷量が増加しないと認められる用途に係る排出水を除く。以下同じ。）が五千立方メートル以上であるもの</p> <p>ロ 工場等の用に供する敷地面積（都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。）が二十ヘクタール以上であるもの</p> <p>ハ 特別地域内に設置される場合にあっては、排出ガス量が二万立方メートル以上、又は排出水量が一千立方メートル以上であるもの</p>

		<p>ニ 特別地域内にあつては、当該地域内における工場等の用に供する敷地面積が十ヘクタール以上であるもの</p>
	(2) 工場等の増設の事業	<p>イ 新たに増加する排出ガス量が十萬立方メートル以上、又は排出水量が五千立方メートル以上増加するもの</p> <p>ロ 工場等の用に供する敷地面積（都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。）が二十ヘクタール以上増加するもの</p> <p>ハ 特別地域内で増設される場合にあつては、新たに増加する排出ガス量が二萬立方メートル以上、又は排出水量が一千立方メートル以上増加するもの</p> <p>ニ 特別地域内にあつては、当該地域内における工場等の用に供する敷地面積が十ヘクタール以上増加するもの</p>
九 公有水面その他の水面の埋立て又は干拓の事業（条例別表第九号に掲げる事業）	公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業	<p>イ 埋立て又は干拓に係る区域の面積（以下「埋立干拓区域」という。）が十五ヘクタール以上であるもの</p> <p>ロ 普通地域内にあつては、当該地域内における埋立干拓区域の面積が五ヘクタール以上であるもの</p>
十 土地区画整理	土地区画整理法（昭和二十九年法律第	イ 都市計画法第八条第一項第一号

<p>事業（条例別表第十号に掲げる事業）</p>	<p>百十九号) 第二条第一項に規定する土地区画整理事業（第十二号の項に掲げる事業を除く。）</p>	<p>に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）外にあっては、施行地区の面積が二十ヘクタール以上であるもの</p> <p>ロ 用途地域内にあっては、施行地区の面積が五十ヘクタール以上であるもの（当該事業が主として住宅の用に供する目的で実施されるものに限る。以下同じ。）</p> <p>ハ 用途地域と当該地域以外にまたがる場合にあつては、用途地域外に係る面積を二十で除した数値と用途地域に係る面積を五十で除した数値との和が一以上であるもの</p> <p>ニ 特別地域内にあっては、当該地域内における施行地区の面積が十ヘクタール以上であるもの</p>
<p>十一 工業団地の造成事業（条例別表第十一号に掲げる事業）</p>	<p>工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項第三号に規定する工業団地（以下「工業団地」という。）の造成の事業</p>	<p>イ 施行区域（事業を実施するため必要となる全区域をいう。以下同じ。）の面積（都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。）が二十ヘクタール以上であるもの</p> <p>ロ 特別地域内にあっては、当該地域内における施行区域の面積が十ヘクタール以上であるもの</p>
<p>十二 住宅団地の造成事業（条例別表第十二号に</p>	<p>二以上の住宅の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地と</p>	<p>イ 施行区域の面積が二十ヘクタール以上であるもの</p> <p>ロ 特別地域内にあっては、当該地域</p>

掲げる事業)	して計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「住宅団地」という。）の造成の事業	内における施行区域の面積が十ヘクタール以上であるもの
十三 流通業務団地の造成事業（条例別表第十三号に掲げる事業）	流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第二条第一項に規定する流通業務施設の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「流通業務団地」という。）の造成の事業	イ 施行区域の面積（都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。）が二十ヘクタール以上であるもの ロ 特別地域内にあつては、当該地域内における施行区域の面積が十ヘクタール以上であるもの
十四 スポーツ又はレクリエーション施設等の設置又は変更の事業（条例別表第十四号に掲げる事業）	(1) ゴルフ場及びこれと一体となつて整備される施設（以下「ゴルフ場等」という。）の設置の事業	イ 施行区域の面積（都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。）が二十ヘクタール以上であるもの ロ 特別地域内にあつては、当該地域内における施行区域の面積が十ヘクタール以上であるもの
	(2) ゴルフ場等の規模の変更の事業	イ 施行区域の面積（都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。）が二十ヘクタール以上増加するもの ロ 特別地域内にあつては、当該地域内における施行区域の面積が十ヘクタール以上増加するもの
	(3) 野球場、庭球場、陸上競技場、	イ 施行区域の面積（都市計画法第九

<p>遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設及び墓園（都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第一条第二項に規定する工作物に該当するものに限る。）及びこれと一体となって整備される施設（以下「スポーツ又はレクリエーション施設等」という。）の設置の事業</p>	<p>条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。）が二十ヘクタール以上であるもの</p> <p>ロ 特別地域内にあつては、当該地域内における施行区域の面積が十ヘクタール以上であるもの</p>
<p>(4) スポーツ又はレクリエーション施設等の変更の事業</p>	<p>イ 施行区域の面積（都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。）が二十ヘクタール以上増加するもの</p> <p>ロ 特別地域内にあつては、当該地域内における施行区域の面積が十ヘクタール以上増加するもの</p>
<p>(5) 自然公園法第二条第六号の公園事業又は三重県立自然公園条例（昭和三十三年三重県条例第二号）第二条第三号の公園事業（以下「公園事業」という。）</p>	<p>イ 土地の形状の変更を行う区域の面積（都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。）の合計が二十ヘクタール以上であるもの</p> <p>ロ 特別地域内にあつては、当該地域内における土地の形状の変更を行う区域の面積の合計が十ヘクタール以上であるもの</p>
<p>(6) 公園事業の変更の事業</p>	<p>イ 土地の形状の変更を行う区域の面積（都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。）の合計が二</p>

		<p>十ヘクタール以上増加するもの</p> <p>ロ 特別地域内にあつては、当該地域内における土地の形状の変更を行う区域の面積の合計が十ヘクタール以上増加するもの</p>
	<p>(7) 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園（以下「都市公園」という。）の設置の事業</p>	<p>イ 土地の形状の変更を行う区域の面積（都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。）の合計が五十ヘクタール以上であるもの</p> <p>ロ 特別地域内にあつては、当該地域内における土地の形状の変更を行う区域の面積の合計が十ヘクタール以上であるもの</p>
	<p>(8) 都市公園の変更の事業</p>	<p>イ 土地の形状の変更を行う区域の面積（都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。）の合計が五十ヘクタール以上増加するもの</p> <p>ロ 特別地域内にあつては、当該地域内における土地の形状の変更を行う区域の面積の合計が十ヘクタール以上増加するもの</p>
<p>十五 宅地その他の用地の造成事業（条例別表第十五号に掲げる事業）</p>	<p>宅地その他の用地（当該宅地その他の用地と併せて整備される道路、緑地その他の施設の用に供するため取得され、又は造成される土地を含む。）の造成の事業</p>	<p>イ 施行区域の面積（都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。）が二十ヘクタール以上であるもの</p> <p>ロ 特別地域内にあつては、当該地域</p>

		内における施行区域の面積が十ヘクタール以上であるもの
十六 農用地の造成事業（条例別表第十六号に掲げる事業）	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項第三号に規定する農用地の造成の事業（農用地以外の土地の農用地への地目変換の事業に限る。）	イ 施行区域の面積（都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。）が七十五ヘクタール以上であるもの ロ 特別地域内にあつては、当該地域内における施行区域の面積が十ヘクタール以上であるもの
十七 土石の採取又は鉱物の掘採事業（条例別表第十七号に掲げる事業）	(1) 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第二条に規定する岩石、砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第二条に規定する砂利若しくは三重県土採取規制条例（平成十三年三重県条例第八号）第二条に規定する土（以下「土石」という。）の採取又は鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第三条に規定する鉱物（以下「鉱物」という。）の掘採の事業	イ 採取の区域（採取に係る全体計画がある場合にあつては、採取を計画している全区域をいう。以下同じ。）又は鉱区の面積が二十ヘクタール以上であるもの ロ 特別地域内にあつては、当該地域内における採取の区域又は鉱区の面積が十ヘクタール以上であるもの
	(2) 土石の採取又は鉱物の掘採の区域の変更の事業	イ 採取の区域又は鉱区の面積が二十ヘクタール以上増加するもの ロ 特別地域内にあつては、当該地域内における採取の区域又は鉱区の面積が十ヘクタール以上増加するもの
十八 複合開発整備事業（第三条	次の各号のいずれにも該当する事業 (1) 複合開発整備事業を構成する	イ 次の算式により算定した数値が一以上であるもの

		$\frac{A + B + C + D + E + F + G + H + I}{20}$	$+ \frac{I}{5}$
<p>第三項に掲げる事業)</p>	<p>一の事業（以下「複合開発構成事業」という。）が別表第一第十号の項から第十五号の項の上欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる内容に該当するもので、同表の下欄に掲げる規模を満たさないものであること。</p> <p>(2) 各複合開発構成事業が一体として開発され、若しくは同一の計画において位置付けられているか、又は各複合開発構成事業の実施予定区域が隣接若しくは近接し、若しくは各複合開発構成事業が相互に土地又は工作物（進入道路、駐車場、建築物等の施設を含む。）を利用し合う関係にあること。</p> <p>(3) 各複合開発構成事業に係る工事の着手時期又は事業計画の策定時期の間隔が概ね三年以内に予定されていること。</p> <p>(4) 各複合開発構成事業を実施する者が同一又は第五十九条第二項の関係にあること。</p>	<p>算式の符号（次のAからJまでの各複合開発構成事業の面積の単位は、ヘクタールとする。）</p> <p>A 用途地域外における別表第一第十号の項の土地区画整理事業の施行地区の面積</p> <p>B 別表第一第十一号の項の工業団地の造成事業の施行区域の面積</p> <p>C 別表第一第十二号の項の住宅団地の造成事業の施行区域の面積</p> <p>D 別表第一第十三号の項の流通業務団地の造成事業の施行区域の面積</p> <p>E 別表第一第十四号の項内容の欄(1)又は(2)に掲げるゴルフ場等の設置又は規模の変更の事業の施行区域の面積</p> <p>F 別表第一第十四号の項内容の欄(3)又は(4)に掲げるスポーツ又はレクリエーション施設等の設置又は変更の事業の施行区域の面積</p> <p>G 別表第一第十四号の項内容の欄(5)又は(6)に掲げる公園事</p>	

業又は当該変更の事業に伴い土地の形状の変更を行う区域の面積の合計

H 別表第一第十五号の項の宅地その他の用地の造成事業の施行区域の面積

I 用途地域内における別表第一第十号の項の土地区画整理事業の施行地区の面積

J 別表第一第十四号の項内容の欄(7)又は(8)に掲げる都市公園の設置又は変更に伴い土地の形状の変更を行う区域の面積の合計

ロ 特別地域にあつては、次の算式により算定した数値が一以上のもの

$$\frac{A + B + C + D + E + F + G + H + I}{10}$$

算式の符号(次のAからIまでの各複合開発構成事業の面積の単位は、ヘクタールとする。)

A 特別地域における別表第一第十号の項の土地区画整理事業の施行地区の面積

B 特別地域における別表第一第十一号の項の工業団地の造成事業の施行区域の面積

C 特別地域における別表第一第十二号の項の住宅団地の造成事業の施行区域の面積

		<p>D 特別地域における別表第一第十三号の項の流通業務団地の造成事業の施行区域の面積</p> <p>E 特別地域における別表第一第十四号の項内容の欄(1)又は(2)に掲げるゴルフ場等の設置又は規模の変更の事業の施行区域の面積</p> <p>F 特別地域における別表第一第十四号の項内容の欄(3)又は(4)に掲げるスポーツ又はレクリエーション施設等の設置又は変更の事業の施行区域の面積</p> <p>G 特別地域における別表第一第十四号の項内容の欄(5)又は(6)に掲げる公園事業又は当該変更に伴い土地の形状の変更を行う区域の面積の合計</p> <p>H 特別地域における別表第一第十四号の項内容の欄(7)又は(8)に掲げる都市公園の設置又は変更に伴い土地の形状の変更を行う区域の面積の合計</p> <p>I 特別地域における別表第一第十五号の項の宅地その他の用地の造成事業の施行区域の面積</p>
--	--	---

備考

1 「特別地域」とは、次に掲げる地域をいう。

(1) 自然公園法第二条第二号に規定する国立公園の区域(以下「国立公園の区域」という。)

のうち、同法第二十条第一項の規定による特別地域(同法第二十一条第一項に規定する特

別保護地区を含む。以下同じ。)又は同法第二十二條第一項の規定による海城公園地区(以下「海城公園地区」という。)として指定された区域

(2) 自然公園法第二條第三号に規定する国定公園の区域(以下「国定公園の区域」という。)のうち、同法第二十條第一項の規定により特別地域として指定された区域又は海城公園地区として指定された区域

(3) 三重県立自然公園条例第二條第一号に規定する三重県立自然公園の区域(以下「県立自然公園の区域」という。)のうち同条例第十六條第一項の規定により特別地域として指定された区域

(4) 三重県自然環境保全条例(平成十五年三重県条例第二号)第八條第一項の規定により指定された三重県自然環境保全地域(以下「自然環境保全地域」という。)のうち同条例第十一條第一項の規定により特別地区として指定された区域

2 「普通地域」とは、国立公園の区域、国定公園の区域、県立自然公園の区域又は自然環境保全地域をいう。

3 別表第一の下欄に規定する特別地域、普通地域又は用途地域内で実施される事業であるかについては、条例第五條第二項に規定する方法書の送付時点で決定することとする。

4 別表第一の上欄に掲げる事業の種類に二以上該当する事業であつて、当該事業のいずれかが同表の中欄に掲げる内容に該当し、かつ、同表の下欄に掲げる規模に該当する場合は、対象事業とする。

別表第二 (第三十六條、第四十二條関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
一 別表第一第一号の項に該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが二十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から百メートル(農林道にあつては二百メートル)以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度(農林道にあつては設計の基礎となる自動車の速度)が増加しないこと。

二 別表第一第二号の項内容の欄 (1)に該当する対象事業	堤頂高	堤頂高が二十パーセント以上増加しないこと。
	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の二十パーセント未満であり、又は五ヘクタール未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
三 別表第一第二号の項内容の欄 (2)又は(3)に該当する対象事業	堰の長さ	堰の長さが二十パーセント以上増加しないこと。
	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の二十パーセント未満であること。
	固定堰又は可動堰の別	
四 別表第一第三号の項内容の欄 (1)又は(2)に該当する対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域（別表第一第三号の項に該当する対象事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。）の位置	修正前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路（一の停車場に係るものを除く。以下同じ。）の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
五 別表第一第三号の項内容の欄 (3)又は(4)に	軌道の長さ	軌道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	修正前の本線路施設区域から百メートル以

該当する対象事業		上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
六 別表第一第四号の項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が修正前の飛行場及びその施設の区域となる部分の面積の十パーセント未満であること。
七 別表第一第五号の項内容の欄(1)又は(2)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の二十パーセント未満であること。
	堰の湛水区域の位置	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の二十パーセント未満であり、又は一ヘクタール未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
八 別表第一第五号の項内容の欄(3)又は(4)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組	

	み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
九 別表第一第五号の項内容の欄(5)又は(6)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十 別表第一第五号の項内容の欄(7)又は(8)に該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十一 別表第一第六号の項内容の欄(1)又は(2)に該当する対象事業	敷地面積の位置	新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地面積の二十パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
十二 別表第一第六号の項内容の欄(3)又は(4)に該当する対象	一時間当たりの処理能力	一時間当たりの処理能力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区

事業		域とならないこと。
十三 別表第一第七号の項に該当する対象事業	計画処理能力 対象事業実施区域の位置	計画処理能力が十パーセント以上増加しないこと。 修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十四 別表第一第八号の項に該当する対象事業	排出ガス量 排出水量 対象事業実施区域の位置	排出ガス量が十パーセント以上増加せず、又は一万立方メートル以上増加しないこと。 排出水量が十パーセント以上増加せず、又は五百立方メートル以上増加しないこと。 修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十五 別表第一第九号の項に該当する対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の二十パーセント未満であること。
十六 別表第一第十号の項に該当する対象事業	施行地区の位置	新たに施行地区となる部分の面積が修正前の施行地区の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること。
十七 別表第一第十一号の項から第十四号の項内容の欄(4)まで又は第十五号の項に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積(都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。)が修正前の施行区域の面積(都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。)の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること。
十八 別表第一第十四号の項内容の欄(5)又は	土地形状変更区域の位置	新たに土地形状変更区域となる部分の面積(都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除

<p>(6)に該当する対象事業</p>		<p>く。)が修正前の土地形状変更区域の面積(都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。)の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること。</p>
<p>十九 別表第一第十四号の項内容の欄(7)又は(8)に該当する対象事業</p>	<p>土地形状変更区域の位置</p>	<p>新たに土地形状変更区域となる部分の面積(都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。)が修正前の土地形状変更区域の面積(都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。)の十パーセント未満であり、かつ、十ヘクタール未満であること。</p>
<p>二十 別表第一第十六号の項に該当する対象事業</p>	<p>施行区域の位置</p>	<p>新たに施行区域となる部分の面積(都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。)が修正前の施行区域の面積(都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。)の十パーセント未満であり、かつ、十ヘクタール未満であること。</p>
<p>二十一 別表第一第十七号の項に該当する対象事業</p>	<p>採取又は掘採の区域の位置</p>	<p>新たに採取又は掘採の区域となる部分の面積が修正前の採取又は掘採の区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること。</p>
<p>二十二 別表第一第十八号の項に該当する対象事業</p>	<p>別表第一第十八号の項の下欄に掲げる算式により算定した数値</p>	<p>修正後の対象事業に係る別表第一第十八号の項の下欄に掲げる算式により算定した数値が修正前の当該数値の十パーセント以上増加せず、かつ、全体の面積が五ヘクタール以上増加しないこと。</p>

別表第三（第三十八条関係）

対象事業の種類	行為
一 別表第一第一号の項から第十八号の項までに該当する対象事業	(1) 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の規定による許可の申請又は同法第三十三条第一項の規定による届出 (2) 三重県立自然公園条例第十六条第四項の規定による許可の申請又は同条例第二十六条第一項の規定による届出 (3) 三重県自然環境保全条例第十一条第四項の規定による許可の申請又は同条例第十三条第一項の規定による届出 (4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第七項の規定による許可の申請 (5) 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十七条第一項の規定による保安林の指定の解除の申請
二 別表第一第一号の項に該当する対象事業	(1) 道路法第十八条第一項の規定による道路の区域の決定若しくは変更又は同法第七十四条の規定による認可の申請 (2) 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四十七条第一項の規定による免許の申請又は同法第六十六条第一項の規定による認可の申請 (3) 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三条第一項若しくは第六項、第十条第一項若しくは第四項の規定による許可の申請又は第十八条第二項若しくは第四項の規定による届出 (4) 土地改良法第八十七条第一項若しくは第八十七条の二第一項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第八十八条第一項若しくは第七項の規定による土地改良事業計画の変更 (5) 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第六項の規定による認定の申請 (6) 森林法第十条の二第一項の規定による許可の申請 (7) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第五条の規定による補助金の申請
三 別表第一第二	(1) 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第六条第一項、第十条第一

号の項に該当する対象事業	<p>項、第二十六条又は第三十条第一項の規定による認可の申請</p> <p>(2) 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第三条第一項若しくは第六条第一項の規定による届出又は同法第三条第二項若しくは第六条第二項の規定による許可の申請</p> <p>(3) 河川法第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項又は第五十五条第一項の規定による許可の申請</p>
四 別表第一第三号の項に該当する対象事業	<p>(1) 鉄道事業法第八条第一項、第九条第一項(同法第十二条第四項において準用する場合を含む。)又は第十二条第一項の規定による認可の申請</p> <p>(2) 軌道法第五条第一項又は軌道法施行令(昭和三十八年政令第二百五十八号)第六条第一項の規定による認可の申請</p>
五 別表第一第四号の項に該当する対象事業	航空法(昭和三十七年法律第二百三十一号)第三十八条第一項若しくは第四十三条第一項の規定による許可の申請又は同法第五十五条の二第三項において準用する同法第三十八条第三項の規定による告示
六 別表第一第五号の項に該当する対象事業	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十七条第一項若しくは第二項の規定による認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出
七 別表第一第六号の項に該当する対象事業	<p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の規定による許可の申請又は同法第九条の三第一項若しくは第八項の規定による届出</p> <p>(2) 森林法第十条の二第一項の規定による許可の申請</p>
八 別表第一第七号の項に該当する対象事業	下水道法第二十五条の十一第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による協議の申出又は同条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による届出
九 別表第一第八号の項に該当する対象事業	<p>(1) 大気汚染防止法(昭和三十九年法律第九十七号)第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出</p> <p>(2) 水質汚濁防止法(昭和三十五年法律第三十八号)第五条第一項又は第七条の規定による届出</p> <p>(3) 三重県生活環境の保全に関する条例(平成十三年三重県条例第七号)第二十三条第一項又は第二十五条第一項の規定による届出</p>

	<p>(4) ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十二条第一項（同法第百五条において準用する場合を含む。）、第六十八条第一項（同法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第百一条第一項の規定による届出</p> <p>(5) 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の規定による認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出</p> <p>(6) 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第三条の規定による登録の申請</p> <p>(7) 都市計画法第二十九条の規定による許可の申請</p> <p>(8) 森林法第十条の二第一項の規定による許可の申請</p> <p>(9) 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の規定による許可の申請</p> <p>(10) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による確認の申請</p>
十 別表第一第九号の項に該当する対象事業	公有水面埋立法第二条第一項の規定による免許の出願又は同法第四十二条第一項の規定による承認の申請
十一 別表第一第十号の項に該当する対象事業	土地区画整理法第四条第一項、第十四条第一項若しくは第三項、第五十一条の二第一項、第五十二条第一項又は第七十一条の二第一項の規定による認可の申請
十二 別表第一第十一号の項に該当する対象事業	<p>(1) 都市計画法第二十九条の規定による許可の申請</p> <p>(2) 森林法第十条の二第一項の規定による許可の申請</p> <p>(3) 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定による許可の申請</p>
十三 別表第一第十二号の項に該当する対象事業	<p>(1) 都市計画法第二十九条の規定による許可の申請</p> <p>(2) 森林法第十条の二第一項の規定による許可の申請</p> <p>(3) 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定による許可の申請</p> <p>(4) 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十八条の規定による意見の聴取</p>
十四 別表第一	(1) 都市計画法第二十九条の規定による許可の申請

十三号の項に該当する対象事業	(2) 森林法第十条の二第一項の規定による許可の申請 (3) 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定による許可の申請
十五 別表第一第十四号の項に該当する対象事業	(1) 都市計画法第二十九条の規定による許可の申請 (2) 森林法第十条の二第一項の規定による許可の申請 (3) 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定による許可の申請 (4) 自然公園法第九条第一項若しくは第二項の規定による公園事業の決定又は同法第九条第五項の規定による公園事業の変更 (5) 三重県立自然公園条例第八条の二の規定による公園事業の決定又は同条例第八条の二第三項の規定による公園事業の変更 (6) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第十条第一項又は第二項の規定に基づく許可の申請
十六 別表第一十五号の項に該当する対象事業	(1) 都市計画法第二十九条の規定による許可の申請 (2) 森林法第十条の二第一項の規定による許可の申請 (3) 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定による許可の申請
十七 別表第一十六号の項に該当する対象事業	土地改良法第八十七条第一項若しくは第八十七条の二第一項の規定による土地改良事業計画の決定又は同法第八十八条第一項若しくは第七項の規定による土地改良事業計画の変更
十八 別表第十七号の項に該当する対象事業	(1) 採石法第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可の申請又は同法第四十二条の二の規定による協議の申出 (2) 砂利採取法第十六条若しくは第二十条第一項の規定による認可の申請又は同法第四十三条の規定による協議の申出 (3) 三重県土採取規制条例第四条第一項又は第八条第一項の規定による認可の申請 (4) 鉱業法第六十三条第二項の規定による認可の申請 (5) 森林法第十条の二第一項の規定による許可の申請 (6) 河川法第二十五条、第二十七条第一項若しくは第五十五条第一項の規定による許可の申請又は同法第九十五条の規定による協議の申出
十九 別表第十八号の項に該当する対象事業	複合開発構成事業に係る別表第三第十号の項から第十五号の項までの下欄に掲げる許認可等の申請等

当する対象事業	
---------	--

備考

- 1 対象事業のうち、別表第三の下欄に掲げる行為がなされない事業については、当該対象事業に係る工事実施計画の決定若しくは工事の着手又は同表の下欄に規定する許認可等の申請等に準じる行為とする。
- 2 条例第三十六条又は条例第三十七条の規定により二以上の対象事業、対象事業と関連事業又は複合影響事業について、この条例に規定する環境影響評価その他の手続を併せて行う場合においては、当該事業についてなされる別表第三の下欄に掲げる行為とする。

別表第四（第四十六条、附則第四項関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
一 別表第一第一号の項に該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から百メートル（農林道にあつては二百メートル）以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度（農林道にあつては設計の基礎となる自動車の速度）が増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別（農林道にあつてはトンネル又は橋を設置する区域の位置）	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した五百メートル以上の区間において変更しないこと。（農林道にあつては、トンネル又は長さが二十メートル以上である橋の設置（移設に該当するものを除く。）を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。）
二 別表第一第二号の項内容の欄（1）に該当する	堤頂高	堤頂高が十パーセント以上増加しないこと。
	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の十パーセント未満であり、又は

対象事業		五ヘクタール未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
三 別表第一第二号の項内容の欄 (2)又は(3)に該当する対象事業	堰の長さ	堰の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満であること。
	固定堰又は可動堰の別	
	堰の位置	堰の両端のいずれかが五百メートル以上移動しないこと。
四 別表第一第三号の項内容の欄 (1)又は(2)に該当する対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される列車の本数	地上の部分において、運行される列車の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した五百メートル以上の区間において変更しないこと。

	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が十ヘクタール以上増加しないこと。
五 別表第一第三号の項内容の欄(3)又は(4)に該当する対象事業	軌道の長さ	軌道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される車両の本数	地上の部分において、運行される車両の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した五百メートル以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が十ヘクタール以上増加しないこと。
六 別表第一第四号の項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が変更前の飛行場及びその施設の区域となる部分の面積の十パーセント未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

	利用を予定する航空機の種類 又は数	変更前の飛行場周辺区域（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第六条の規定を適用した場合における同条の値が六十二デシベル以上となる区域をいう。）から五百メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該区域とならないこと。
七 別表第一第五号の項内容の欄 (1)又は(2)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	ダム貯水区域の位置	新たにダム貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の十パーセント未満であること。
	堰の湛水区域の位置	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満であり、又は一ヘクタール未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	減水区間の位置	新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの二十パーセント未満であり、又は百メートル未満であること。
八 別表第一第五号の項内容の欄 (3)又は(4)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が十パーセント以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が十パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが十パーセント以上減少しないこと。
	温排水の排出先の水面又は水中の別	
	放水口の位置	放水口が百メートル以上移動しないこと。
九 別表第一第五号の項内容の欄	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
(5)又は(6)に該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	冷却塔の高さ	冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。
	蒸気井又は還元井の位置	蒸気井又は還元井が百メートル以上移動しないこと。
十 別表第一第五号の項内容の欄	発電所の出力	発電所の出力発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
(7)又は(8)に該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

	発電設備の位置	発電設備が百メートル以上移動しないこと。
十一 別表第一第六号の項内容の欄(1)又は(2)に該当する対象事業	敷地面積の位置	新たに敷地となる部分の面積が変更前の敷地面積の十パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
十二 別表第一第六号の項内容の欄(3)又は(4)に該当する対象事業	一時間当たりの処理能力	一時間当たりの処理能力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十三 別表第一第七号の項に該当する対象事業	計画処理能力	計画処理能力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十四 別表第一第八号の項に該当する対象事業	排出ガス量	排出ガス量が十パーセント以上増加せず、又は一万立方メートル以上増加しないこと。
	排出水量	排出水量が十パーセント以上増加せず、又は五百立方メートル以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	燃料の種類	

	煙突の高さ	煙突の高さが十パーセント以上減少しないこと。
十五 別表第一第九号の項に該当する対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の十パーセント未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十六 別表第一第十号の項に該当する対象事業	施行地区の位置	新たに施行地区となる部分の面積が変更前の施行地区の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること。
十七 別表第一第十一号の項から第十四号の項内容の欄(4)まで又は第十五号の項に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積(都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。)が変更前の施行区域の面積(都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。)の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること。
十八 別表第一第十四号の項内容の欄(5)又は(6)に該当する対象事業	土地形状変更区域の位置	新たに土地形状変更区域となる部分の面積(都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。)が変更前の土地形状変更区域の面積(都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。)の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること。
十九 別表第一第十四号の項内容の欄(7)又は	土地形状変更区域の位置	新たに土地形状変更区域となる部分の面積(都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除

<p>(8)に該当する対象事業</p>		<p>く。)が変更前の土地形状変更区域の面積(都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。)の十パーセント未満であり、かつ、十ヘクタール未満であること。</p>
<p>二十 別表第一第十六号の項に該当する対象事業</p>	<p>施行区域の位置</p>	<p>新たに施行区域となる部分の面積(都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。)が変更前の施行区域の面積(都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。)の十パーセント未満であり、かつ、十ヘクタール未満であること。</p>
<p>二十一 別表第一第十七号の項に該当する対象事業</p>	<p>採取又は掘採の区域の位置</p>	<p>新たに採取又は掘採の区域となる部分の面積が変更前の採取又は掘採の区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること。</p>
<p>二十二 別表第一第十八号の項に該当する対象事業</p>	<p>別表第一第十八号の項の下欄に掲げる算式により算定した数値</p>	<p>変更後の対象事業に係る別表第一第十八号の項の下欄に掲げる算式により算定した数値が変更前の当該数値の十パーセント以上増加せず、かつ、全体の面積が五ヘクタール以上増加しないこと。</p>